

個人情報保護委員会（第134回）議事概要

- 1 日時：令和2年2月5日（水）14：30～15：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、熊澤委員、小川委員、中村委員、大島委員、大滝委員、藤原委員
其田事務局長、福浦事務局次長、青山総務課長、佐脇参事官、山崎参事官、三原参事官、片岡参事官、松本参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：パーソナルデータ効果的活用支援窓口（仮称）の設置について
事務局から、資料1に基づき説明を行った。

大滝委員から「パーソナルデータ効果的活用支援窓口（仮称）」については、制度改正大綱にも記載されており、これまでのヒアリングの中でも、より相談しやすい環境を求める意見はたくさん寄せられていた。当委員会は監督機関でもあり、事業者から敷居が高いと捉えられている面もあるが、個人情報保護法の目的でもある個人情報の適正かつ効果的な活用を広める観点から、大企業、中小企業問わず事業者からの相談に広く応じていくことは極めて重要だと思う。事務局からの提案の中にもあるように、直接対面で相談に応じていくことも当委員会にとって非常に大切だと考える。今後、当委員会として、この窓口を、重要な対外チャネルの一つとして位置付けて、取り組んでいきたい」という旨の発言があった。

丹野委員長から「個人の権利利益の保護を適切に図っていくためにも、当委員会として、事業者が個人情報の保護に十分に配慮しつつ利活用を行うための検討を支援していくこと、そして得られた知見を一般に周知していくことは、重要な取組だと思う。事務局においては、ただ今説明のあった取組方針のとおり、本年4月1日の開始に向け、準備を進めてほしい」という旨の発言があった。

事務局からの説明のとおり、本年4月1日の開始に向けて準備を進めることとなった。

- (2) 議題2：個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース等の開催について

事務局から、資料2に基づき報告を行った。

藤原委員から「行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化については、事務局からの説明のとおり、3年ごと見直しの制度改正大綱においても記載された重要な課題であると認識している。スケ

ジュール（案）にあるとおり、令和3年の通常国会への改正法案の提出を目指すということであり、当委員会としても、主体的かつ積極的に取り組んでいくべきものと思う。

具体的な論点について、十分に議論を整理して臨んでいきたい。例えば、定義を見ても、行政機関非識別加工情報と匿名加工情報の違いは定義の差から来ており、大変難しい問題であり、高次の連立方程式を解くようなものだと思う。また、学術研究の適用除外についても難しい問題であり、医療研究の方々からの強い要請もあると思う。更に、情報公開・個人情報保護審査会は、国民の権利救済機関としての審査会であるため、消費者や国民一般との関係でどう関わるかも難しい問題であると思う。当委員会との関係でいえば、公的分野のGDPRにおける十分性認定もいずれ議論される可能性があり、今後、整理が必要ではないか。大変難しい作業や議論になると思われるが、当委員会としても予定どおり法案ができるよう努めていくべきである」旨の発言があった。

丹野委員長から「本件について、関係省庁とともに、しっかりと検討を進めてまいりたい」旨の発言があった。

(3) 議題3：監視監督について①

※内容については非公表。

(4) 議題4：監視監督について②

※内容については非公表。

以上